

障害福祉サービス 過誤申立の仕組み

R7.10 申立～

◎過誤申立とは・・・請求に誤りがあり、誤った金額で入金された場合に、市町村に申し出をし、請求の取り下げを行うことです。
(エラーや返戻等、入金がなかった場合においては過誤申立をすることができません。※1)

◎過誤申立の手順

電子申請はこちらから⇒



過誤申立書を市町村へ提出(郵送、窓口、電子申請)
→翌月以降に正しい請求額での請求を国保連へ伝送(電子請求)

◎同月過誤

【例 1：増額の場合（加算漏れ等により、入金された金額が少なかった場合）】

R7.8	R7.9	R7.10 (㇏20 日)	R7.11 (㇏10 日)	R7.12
①8 月提供分の利用者 A の給付費 10 万円：正	②国保連へ誤って 9 万円：誤 で電子請求	10/15 9 万円：誤の 入金※ 1 ----- ③ ②(9 万円) に対する過誤申立書を東大阪市へ提出 (紙媒体 or 電子申請) ※ 2 ***** 9 月提供分の事業所の東大阪市利用者全員の給付費 50 万円	④正しい金額 10 万円：正 で国保連へ再請求 (⇒+10 万円) ※ 3 - 9 万円の処理がされる ***** 国保連へ電子請求 50 万円	12/15 +10 万円 - 9 万円 + 1 万円 ***** 9 月提供分 50 万円 51 万円入金

- ※1 請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。
- ③の手順(過誤申立)をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。
- ※2 過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。
- ※3 この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。

【例 2：減額の場合（算定誤り等により、多く入金されていた場合）】

R7.8	R7.9	R7.10 (〆20 日)	R7.11 (〆10 日)	R7.12
①8 月提供分の 利用者 A の給付費 10 万円：正	②国保連へ 誤って 11 万円：誤 で電子請求	10/15 誤った金額 11 万円：誤 の入金 ----- ③ ②（11 万円） に対する過誤申立書 を東大阪市へ提出 （紙媒体 or 電子申 請）※2 * * * * * 9 月提供分の事業所 の東大阪市利用者全 員分の給付費 50 万円	④正しい金額 10 万円：正 で国保連へ電子請 求（⇒+10 万円） -11 万円の処理が される * * * * * 国保連へ電子請求 50 万円	12/15 +10 万円 -11 万 -1 万円 * * * * * 9 月提供 分 50 万円 49 万円入 金

※1 請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。

③の手順(過誤申立)をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。

※2 過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。

※3 この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。